

都道府県	団体名	連絡先	制度	通訳研修	言語	依頼元	派遣条件	患者負担	通訳への謝礼	備考
新潟	上越市役所健康づくり推進課	025-526-5111	医療通訳ボランティア	なし	英・露・中・西ほか	患者、医療機関	上越市内		謝礼1回1500円	
福島	竹田綜合病院	0242-27-5511	常勤通訳配置	勉強会随時開催	中・英・手話			なし		
群馬	群馬県生活文化部NPO・多文化共生推進課	027-226-3396	メディカルインタプリター	登録前研修、選考試験有	英・中・西・ポルトガル・タイ・韓・ベトナム・タガログ	医療機関	協力医療機関		患者または医療機関が1回2000円支払う。	
茨城	つくば市国際交流協会	029-869-7675	医療通訳ボランティア派遣事業	ボランティア登録条件：当協会主催の医療通訳ボランティア養成講座に出席し、選考に合格すること	英、中、ポルトガル・西	患者または家族から医療機関を通じてうける	医療機関からの申請書が必要	当面の間無料。ただし、患者又は病院が負担可能な場合は有料。	3,333円(源泉税込み)、派遣地が遠い場合は交通費実費を支払う。	
埼玉	(財)埼玉県国際交流協会	048-833-2992	通訳・翻訳ボランティア登録システム	通訳ボランティア養成講座	応相談	医療機関	埼玉県内		交通費実費以上(医療機関または患者負担)	
千葉	千葉県国際交流センター	043-297-0245	語学ボランティアが対応		応相談	公的機関	千葉県内		交通費(依頼者負担)	
東京	Asian People's Friendship Society	03-3964-8739			ベンガル・タガログ・英	患者、医療機関	ケースバイケース	基本的に依頼者	交通費実費	
東京	IWC国際市民の会	03-3773-4836			タガログ・英・中・韓・ベトナム	患者、医療機関	ケースバイケース		ケースによる	

都道府県	団体名	連絡先	制度	通訳研修	言語	依頼元	派遣条件	患者負担	通訳への謝礼	備考
東京	(公財) 武蔵野市国際交流協会	0422-56-2922	語学ボランティア	協会主催の研修、相談会を通じて適性を判断。*医療通訳の訓練はしていない	タル・ヒンディ・フィリピン・中(北京)・西・独・露・英・ルウェー・ア・タイ	団体からのみ。個人からは受け付けていない	東京都内		協会を通して。2時間以内8000円(5分でも2時間でも同じ)依頼者または医療機関負担	医療通訳者でないことを利用者に伝えること。また、継続的に同じ人に派遣はできない。
神奈川	さがみはら国際交流ラウンジ	042-750-4150	通訳ボランティア	あり	英・中・韓・西・ポルトガル・タガログ・タイ・カンボジア・ベトナム	患者、医療機関	ケースバイケース	交通費実費	交通費実費のみ	通訳ボランティアの個人的活動
神奈川	(特非) 多言語社会リソースかながわ(MICかながわ)	045-314-3368	医療通訳ボランティア	登録前研修有【通訳倫理・技術、模擬通訳】選考審査有登録後、研修年3回。言語別自主勉強会有	英・中・韓・西・ポルトガル・タガログ・タイ・カンボジア・ベトナム・ラオス・ロシア	協定医療機関	医療機関が必要と認めるとき	3時間毎に0～1000円(病院による)	報償金3時間まで3000円以後、3時間毎に3000円加算	ロシア語と県外派遣の場合は、神奈川県との協働事業の範囲外となるため事務手数料がかかる。
神奈川	(特活) CRIATIVOS - HIV・STD関連支援センター(クリアチャーヴォス)	050-6864-6601 (事務所・相談電話) (月・水・金 10:00 - 17:00) contato@npocreativos.jp org elisaai@beige.ocn.ne.jp	通訳派遣		ポルトガル・西	患者、医療機関	HIVの専門	依頼者が患者の場合は、会が通訳に7000円払うが1割を会に寄付してもらう	依頼者が医療機関の場合：病院の規定通り。	

資料D 医療通訳派遣実施団体リスト (2013年1月調査) | 73

都道府県	団体名	連絡先	制度	通訳研修	言語	依頼元	派遣条件	患者負担	通訳への謝礼	備考
山梨	山梨外国人権ネットワーク・オアシス	080-6787-7440		研修なし、審査一基礎的医学用語	西・ポルトガル・タイ	医療機関	甲府市近隣		ケースバイケース（医療機関に予算がある時は病院から、ない時はオアシスから）	
長野	(財)長野県国際交流推進協会	026-235-7186	通訳ボランティア、スタッフが対応	医療通訳養成講座(基礎編)実施	要請の都度、対応の能否を確認の上	患者、医療機関	ボランティアが可能な場合		交通費実費 謝金若干 (原則として医療機関に可能な範囲で負担を依頼している。)	派遣ではなく、紹介という形
岐阜	多文化共生センターきょうと	075-353-7205	医療通訳者育成事業(2013年2月まで)	定期的に実施	中・ポルトガル・タガログ		岐阜県内4医療機関	なし	雇用	病院勤務(2013年2月まで)
愛知	あいち医療通訳システム推進協議会	052-954-6134	通訳派遣、電話通訳、文書翻訳	選考試験、養成研修、認定試験	英・中・ポルトガル・西・フィリピン・ハンダール(電話のみ)	医療機関	県内医療機関(事前に利用申込)	原則として1/2	(派遣)2時間3,000円～5,000円(翻訳)A4サイズ1枚3,000円 ※電話は業者委託。	
三重	(公財)三重県国際交流財団	059-223-5006	医療通訳派遣制度	専門知識・心構え等研修内でテストはあるが登録審査はなし	ポルトガル・西	医療機関、患者	県内医療機関において、基本的に同市内在住の通訳を派遣		謝金1回3時間以内2000円 交通費500円	
三重	同上	同上	医療パートナー制度(フィリピン語)	同上	フィリピン	同上	同上		謝金1回1時間につき1000円。交通費実費。制度利用料1回2000円。	

都道府県	団体名	連絡先	制度	通訳研修	言語	依頼元	派遣条件	患者負担	通訳への謝礼	備考
三重	(特活) 伊賀の伝丸 (つたまる)	0595-23-0912	通訳派遣	年1回程度の自主研修、登録時には適性を判断する	ポルトガル・西・中・タイ・インドネシア。その他の言語は応相談	患者、医療機関、保健所など	伊賀市と近隣市	基本的に依頼者負担	患者から依頼の場合、1時間2000円を当団体へ支払い。医療機関・保健所からの依頼の場合は相談。(通訳への謝礼は当団体限定による。)	
富山	(公財) とやま国際センター	076-444-2500	国際交流人材パソ通訳紹介	あり	英・中・韓・露・ポルトガルなど	患者、医療機関	基本的には富山県内	基本的に依頼者負担		派遣ではなく紹介という形
福井	(財) 福井県国際交流協会	0776-28-8800	通訳ボランティアの紹介	なし	英・中・ポルトガル・タイ		紹介するボランティアが対応できる範囲内の活動		交通費などの負担(依頼元が負担)	
滋賀	滋賀県多言語医療者ネットワーク協議会	0748-62-0234 (事務局: 公立甲賀病院)	病院職員(医療通訳者)が対応	あり(多文化共生センターきょうとが実施)	ポルトガル・西・中			なし	時給1050円、交通費	滋賀県多言語医療通訳ネットワーク協議会の3病院(公立甲賀病院、済生会滋賀県病院、長浜赤十字病院)に、平日8:30～17:00の間(※曜日によって不在)医療通訳者が派遣されている。

資料D 医療通訳派遣実施団体リスト (2013年1月調査) | 75

都道府県	団体名	連絡先	制度	通訳研修	言語	依頼元	派遣条件	患者負担	通訳への謝礼	備考
京都	京都 YWCA・APT	075-451-6522			英・中・タガログ・タイ	患者	ボランティアが可能な場合	ケースバイケース		
京都	多文化共生センターきょうと	075-353-7205	京都市医療通訳派遣制度	定期的を実施	中・英・韓	医療機関	協定先病院(現在京都市内4病院)	なし	時給 1000 円	
京都	同上	同上	多文化通訳派遣事業「ことさぼ」	定期的を実施	中・英・韓・ポルトガル・西	医療機関、個人等	特になし	依頼者負担	内容により異なる	
大阪	みのお外国人医療サポートネット	① 072-727-6912 (箕面市国際交流協会) ② 090-5060-3849 ③ mmedinet@softbank.ne.jp	通訳ボランティア	研修有(医療知識、ケーススタディ、ロールプレイなど)	英・中・韓・西・タイ・その他の言語応相談	患者、医療機関	市内・近隣市前日までの申し込み	なし	交通費として1回2000円	週2回(火・金の午前)箕面市立病院の英語通訳常駐に協力
大阪	(特活) CHARM	06-6354-5902	スタッフ及び登録通訳者が対応	年2回通訳研修実施	西・ポルトガル・フィリピン・タイ・英・中・韓	患者、医療機関、保健所(近畿圏)	派遣希望費の1週間前までに連絡。HIVに限る	原則なし	3時間まで5000円。交通費実費	
大阪	(財)吹田市国際交流協会	06-6835-1192	コミュニティ通訳	医療通訳者の養成ではなく、コミュニティ通訳士としての養成講座を実施。	英・中・西・韓	病院	吹田市内指定協力病院	なし	3時間以内1回3000円	派遣ではなくボランティアの同行

都道府県	団体名	連絡先	制度	通訳研修	言語	依頼元	派遣条件	患者負担	通訳への謝礼	備考
兵庫	NGO 神戸外国人 救援ネット	078-232-1290 (ホットライン 用)	通訳ボラン ティア	なし	英・中・西・ポ ルトガル・タガ ログ	患者、医 療機関	ケースバイ ケース		助成金の財源が確保で きていれば1回2時間 ～半日で5000円。確 保できていなければ ケースバイケース。	
兵庫	多言語センター FACL	078-736-3040	医療通訳派 遣システム	講座有・審査無 面接・評価ランクを 参考に派遣	英・韓・中・タ ガログ・インド ネシア・ベトナ ム・アラビア・ 西・ポルトガル	医療機関	神戸市内協 定医療機関	本人負担 1500円 (4時間ま で)	4時間まで5000円(交 通費込み)	4時間を超え る場合は延長 料金が発生す る。
島根	(公財)しまね 国際センター	0852-31-5056	コミュニ ティ通訳ボ ランティア	講座・審査有	英・中・タガロ グ	患者、医 療機関	通訳者在宅 地から1時 間程度で行 ける距離	なし	交通費1000円	
福岡	アジア女性セン ター	092-513-7333	通訳ボラン ティア		英・タガログ・ タイ・中・韓	患者、医 療機関	必要性・緊 急性が高い		謝礼、交通費 原則として依頼者負担	
佐賀	(財)佐賀県国際 交流協会	0952-25-7921	国際交流ボ ランティア	医療通訳ボランティ ア養成講座	英、中	患者、医 療機関 (特に指 定なし)	佐賀県内	当面、協 会負担(佐 賀県在住 の外国の 方のみ)	1回3000円程度	

資料 E. 在日外国人医療及び福祉制度関係法令通知集

目次

健康保険関係	83
【1】健康保険法	83
国民健康保険関係	83
【1】国民健康保険法	83
【2】国民健康保険法施行規則	84
【3】外国人に対する国民健康保険の適用について	84
【4】平成8年（行ウ）第280号国民健康保険被保険者証不交付処分取消請求事件判決— 抜粋—	85
【5】平成10年ワ第1996号国民健康保険被保険者証不交付損害賠償請求事件判決—抜粋—	85
【6】第155回国会厚生労働委員会第7号平成14年11月15日（金曜日）	85
【7】国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関するQ&Aについて	86
生活保護関係	86
【1】生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（抄）—	86
入院助産関係	87
【1】児童福祉法	87
【2】国立病院において助産施設における同様の取り扱いをすることについて	88
【3】入院助産制度に関する政府見解	88
自立支援医療関係（育成医療・更生医療）	88
【1】障害者自立支援法	88
■育成医療について	88
【2】児童福祉法	88
第20条〔育成医療〕	88
【3】身体に障害のある児童に対する育成医療の給付について	88
【4】身体障害児援護費及び結核児童療育費の国庫負担について（抄）	89
【5】育成医療制度に関する政府見解	89
■更生医療について	89
【6】身体障害者福祉法	89
第19条（更生医療）	89
【7】身体障害者福祉法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による更生医療の給付若しくは補装具の交付（修理）と結核予防法等他法との関係について	90
【8】更生医療制度に関する政府見解	90

母子健康手帳関係	90
【1】 母子保健法	90
【2】 外国人の妊娠届出に関する件	90
【3】 母子健康手帳制度に関する政府見解	91
養育医療制度関係	91
【1】 母子保健法	91
【2】 未熟児養育事業の実施について	91
【3】 母子保健衛生費の国庫負担及び国庫補助について（抄）—	92
【4】 養育医療制度に関する政府見解	92
予防接種関係	92
【1】 予防接種法	92
【2】 外国人登録者の種痘実施について（抄）—	93
【3】 予防接種の実施について（抄）—	93
【4】 予防接種制度に関する政府見解	93
感染症予防関係	93
【1】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	93
行旅法関係	94
【1】 行旅病人及行旅死亡人取扱法	94
難病（小児慢性特定疾患治療研究事業）関係	95
【1】 小児慢性特定疾患治療研究事業について	95
【2】 小児慢性特定疾患治療研究事業の実施について	96
児童手当・児童扶養手当関係	97
【1】 児童手当法の外国人適用に伴う事務取扱いについて	97
【2】 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の外国人適用に伴う事務取扱いについて	98
関連制度	100
【1】 日本人の実子を扶養する外国人親の取り扱いについて（通達）—	100
【2】 医師法	100
【3】 戸籍法	100
【4】 国会法務委員会答弁	101
未払医療費補填事業関係	102
【1】 茨城県未払補填事業	102
【2】 栃木県未払補填事業	102
【3】 埼玉県未払補填事業	103
【4】 千葉県未払補填事業	103
【5】 東京都未払補填事業	104
【6】 神奈川県未払補填事業	105
【7】 山梨県未払補填事業	106
【8】 兵庫県未払補填事業	106
住民基本台帳関係	107
【1】 住民基本台帳法	107
住民基本台帳法附則	107
出入国管理及び難民認定法関係	107
【1】 出入国管理及び難民認定法	107
【2】 出入国管理及び難民認定法第七条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件	108

【3】 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議 108

※以上の法令通知は、大枠での変更はないものの、必ずしも最新のものに掲載しているわけではないこと、全文ではなく適用部分の抜粋であることをご了承ください。

健康保険関係

【1】健康保険法

第1条〔目的、被扶養者の範囲〕

健康保険に於ては保険者が被保険者（第69条の7に規定する日雇特例被保険者（以下単に日雇特例被保険者と称す）たりし者を含む次項、第8条の2及第9条第1項に於て之に同じ）の業務外の事由に因る疾病、負傷若しくは死亡又は分娩に関し保険給付を為し併せて其の被扶養者の疾病、負傷、死亡又は分娩に関し保険給付を為すものとする

(2) 前項の被扶養者の範囲は左に掲ぐるものとする

- 1 被保険者の直系尊属、配偶者（届出を為さざるも事実上婚姻関係と同様の事情に在る者を含む以下之に同じ）、子、孫及び弟妹にして主として其の被保険者に依り生計を維持するもの
- 2 被保険者の三親等内の親族にして其の被保険者と同一の世帯に属し主として其の者に依り生計を維持するもの
- 3 被保険者の配偶者にして届出を為さざるも事実上婚姻関係と同様の事情に在るものの父母及び子にして其の被保険者と同一の世帯に属し主として其の者に依り生計を維持するもの
- 4 前号の配偶者の死亡後に於ける其の父母及び子にして引続き其の被保険者と同一の世帯に属し主として其の者に依り生計を維持するもの

第8条〔事業主の報告等の義務〕

保険者は命令の定むる所に依り被保険者を使用する事業主をして其の使用する者の異動、報酬（第69条の4第2項に規定する賃金及附則第3条第2項に規定する賞与等を含む第9条第1項、第87条第1号及第88条の3第1項に於て之に同じ）等に関し報告を為さしめ又は文書を提示せしめ其の他本法の施行に必要な事務を行はしむることを得

第13条〔強制被保険者〕

左の各号の1に該当する事業所に使用せらるる者は健康保険の被保険者とする

第13条の2〔適用除外〕

前条の規定に拘らず左の各号の一に該当する者は健康保険の被保険者とせず

第17条

〔被保険者資格取得の時期〕

第13条及第15条の規定に依る被保険者は其の業務に使用せらるるに至りたる日又は第13条の2若しくは第15条第2項の規定に該当せざるに至りたる日より其の資格を取得す

第21条の2

〔被保険者資格得喪の確認〕

被保険者の資格の取得及喪失は保険者の確認に依り其の効力を生ず

第87条〔事業主に関する罪〕

事業主故なく左の各号の一に該当する場合に於ては6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処す
一 其の使用する者の異動又は報酬に関し第8条の規定に基づく命令に依る報告を為さず又は虚偽の報告を為したるとき

【解説】

①被扶養者の範囲について

被扶養者の範囲は、民法上の3親等以内（事実婚の配偶者含む）の親族に限られます。被保険者の直系及び配偶者は生計維持関係があれば足りませんが、それ以外（配偶者の父母等）の親族の場合は同一世帯に属することが条件となります。

②適用事業所について

健康保険法上の適用事業所に使用される者は、本人の意思に関わりなく強制的に被保険者となります。適用事業所は13条及び13条の2に規定があり、表にすると以下のとおりとなります。

従業員1人以上5人未満	従業員5人以上		
強制適用		法人	法定適用業種
任意適用	強制適用	個人	非適用業種(※)
強制適用		法人	
任意適用		個人	

※非適用業種は以下の～です。

- ①農業・牧畜業・水産養殖業・漁業
- ②サービス業（ホテル、旅館、理容、浴場、その他娯楽、スポーツ、保養施設等のレジャー産業）
- ③法務（弁護士・会計士など）
- ④宗教（神社、寺院、教会）

国民健康保険関係

【1】国民健康保険法

第5条（被保険者）

市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

第6条（適用除外）

前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としなない。

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第69条の7の規定による日雇特例被保険者を除く。
- 2 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者
- 3 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員
- 3の2 私立学校教職員共済法（昭

- 和 28 年法律第 245 号) の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- 4 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第 69 条の七の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
 - 5 健康保険法第 69 条の 9 の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第 69 条の 8 の規定による承認を受けて同法第 69 条の 7 の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 69 条の 9 第 3 項の規定により当該日雇労働者健康保険被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。
 - 6 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
 - 7 国民健康保険組合の被保険者
 - 8 その他特別の理由がある者で厚生省令で定めるもの

【2】国民健康保険法施行規則

（昭和 33 年 12 月 27 日厚生省令第 53 号）

第 1 章 市町村（法第 6 条第 11 号の厚生労働省令で定める者）

第 1 条 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 6 条第 11 号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 1 日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 4 5 に規定する外国人住民以外のもの（出入国管理及び難民認

- 定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）に定める在留資格を有する者であって既に被保険者の資格を取得しているもの及び厚生労働大臣が別に定める者を除く。）
- 2 日本の国籍を有しない者であって、入管法別表第 1 の 5 の表の下欄二の規定に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行うもの（前号に該当する者を除く。）
 - 3 その他特別の事由がある者で条例で定めるもの

【3】外国人に対する国民健康保険の適用について
（平成 4 年 3 月 31 日保険発 41 号厚生省保健局国保課長通知）

外国人に対する国民健康保険の適用については、昭和 56 年 11 月 25 日付け保険発第 84 号当職通知により、その基準を示しているところであるが、近年我が国に入学する外国人が増加しつつある状況にかんがみ、その基準を左記のとおり明確にしたので、今後新たに国民健康保険の適用対象となる外国人については当該基準に従った取扱いを行うよう、貴管下の市町村の指導に遺憾のないよう配慮されたい。

なお、外国人に対する健康保険制度の適用の適正化については、別途社会保険庁から通知される予定である。

第三 外国人に対する国民健康保険制度の周知徹底等

- 1 外国人に対する国民健康保険制度の周知徹底、適用の適正化を図るため、外国人登録部門と連携し、外国人登録窓口において外国人用説明パンフレットを配布するなど制度の周知徹底に努めるとともに、外国人登録部門から外国人登録原票を利用す

るなどにより情報を入手し、国民健康保険被保険者の正確な把握に努めること。

なお、市町村部内における外国人登録部門と他の関係部門との連携を図ることの周知徹底については、法務省から別途通知される予定である。

- 2 国民健康保険の窓口を訪問した外国人に対して、必要に応じ健康保険等被用者保険の適用について説明するとともに、健康保険等の保険者に対し、このような外国人についての情報の提供を行うようにすること。

（別紙）

1 年以上滞在すると認められるかを判断するに際しての参考資料（例）

資 在 格 留	提出書類
宗 教	派遣する外国の宗教団体が作成した文書で、派遣期間、待遇等を記載した文書
興 行	期間、報酬等の待遇を記載した雇用等の契約書の写し
文 化 活 動	受け入れ期間又は招へい者が作成した在留活動及びその期間を説明する文書等
留 学	申請人が受ける教育の内容（科目・時間数等）を明らかにする資料及び在留証明書
就 学	同上
研 修	研修計画書（研修の内容、場所、期間、研修責任者を明らかにする資料）
家 族 滞 在	申請人を扶養する者の身分事項、滞在予定期間、在留資格を明らかにする資料
特 定 活 動	(1) 家事使用人一雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し (2) スポーツ選手一雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し

【4】平成8年（行ウ）第280号国民健康保険被保険者証不交付処分取消請求事件判決—抜粋—
(平成10年7月16日東京地裁)

「在留資格のない外国人であっても、右の観点から、当該市町村の区域内に住所を有していると認め得る者については、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となり得るものというべきである。(中略)

もとより、住所とは、各人の生活の本拠、すなわち、当該個人がその場所に定住し、その者の生活関係全般の拠点となる場所をいうものであるから、個人が現に居住する場所が住所と認められるためには、一定程度において居住の継続性、安定性を要するものであり、その意味において、居住の継続性、安定性は、住所の概念に当然内包されるものといえることができる。

しかしながら、居住の継続性、安定性ということに住所の概念に内包される居住の継続性、安定性という以上の意味をもたせ、これを前提に、外国人が法5条の「住所を有する者」に該当するといえるためには、当該外国人が一定の在留資格を有することが一律の要件になると解するのは、法5条の文理解釈上無理があるといわなければならない。のみならず、住民基本台帳法4条が、住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法10条1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならないと規定している趣旨からすれば、国民健康保険制度が相互扶助と社会連帯の精神を基盤とする制度であるといえるとしても、かかる制度の性質論から、外国人について、法5条の「住所」の有無を判断する場合の一つの考慮要素にすぎない「在留資格を有すること」を「住所を有する者」に該当するための一律の要件とする右のような解釈を導くのは妥当性を欠くものというべきである。」

【5】平成10年ワ第1996号国民健康保険被保険者証不交付損害賠償請求事件判決—抜粋—
(平成13年1月26日横浜地裁)

「原告は、本件処分がされた時点において、在留資格を有してはなかったものの、当時の居住地を生活の本拠としていたものと認めるのが相当であり、したがって、原告は、同時点において、被告横浜市の区域内に住所を有していたものというべきである。」

「原告は本件処分がされた時点において、被告横浜市が行う国民健康保険の被保険者資格を有していたと認められるから、同被告が原告の同資格を認めずに行った本件処分は、違法なものとして取り消されるべきものであったというべきである。」

「外国人について、一定の在留資格を有することを住所認定のための一律の要件とする被告らの主張は採用することが出来ず、したがってまた、厚生省通知が在留資格のあることを要件とすることを当然の前提としていることを被告らにおいても認めるとおりであるから、厚生省通知は、法5条の住所の解釈について妥当性を欠く解釈基準を示したものである。」

【6】第155回国会厚生労働委員会第7号平成14年11月15日（金曜日）

http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/

○金田（誠）委員 今の答弁については、容認できません。ぜひひとつ、この国際条約の趣旨をいまい度十分御検討いただいて、きょうのところは大田答弁は求めませんけれども、次の機会に大臣から適切な御答弁がされるように期待をいたしたいと思います。

それでは、この社会保障についての具体的な問題といたしまして、国民健康保険について質問をいた

します。

(中略)

○金田（誠）委員 事業所に勤めていれば、実際に被用者保険に加入していなくても国保の適用対象としない、本当にこういうことをしているんですか。

では、日本人であれば、事業所に勤めていて、社会保険の強制適用事業所になっていても適用をしていないというのは、山ほどあるでしょう。そういうところでも国保にやってくれというのは今どきどきふえているでしょう、厚生年金保険含めて。それは認めていて、在日外国人であれば認めない、そういう運用をしているんですか。

○真野政府参考人 被用者に対する社会保険の適用ということでは同じでございますので、そういう違いのある取り扱いをしていることはないというふうに思います。

○金田（誠）委員 何回も言わせないでくださいよ。今、日本人であれば、本来であれば社会保険の適用事業所であっても、そこから離脱している企業というのは山ほどあるでしょう、厚生年金も、それから政府管掌保険も。そういうところについてはみんな、国保を認めているんじゃないですか。認めていないんですか、そうしたら。

○真野政府参考人 その御指摘は、そういう意味ではなくて、被用者保険の方の適用をきちんとすべきであるということをおっしゃっているわけでございます。

○金田（誠）委員 質問に答えていないですよ、答えさせてください。

○坂井委員長 真野保険局長、はっきり答弁してください。

○真野政府参考人 今申し上げておりますように、被用者保険の適用を優先するというところでございますので、被用者保険の適用をきちんとするというところでございますが、そのところで、その適用がないといいますが、健康保険に入っていないということであれば、

当然国民健康保険の適用になるということでございます。

○金田（誠）委員 最初からそう答えればいいわけでしょう、日本人についてはそういう適用をしていますと、本来は社会保険なんだけれども、何らかの事情で健康保険に入れてもらえないとかなんとか、いろいろあるわけですよ。そういう方は国保を認めていると今おっしゃった。

外国人は認めないんですか、認めるんですか。そういう、同じ場合ですよ。

○真野政府参考人 今申し上げておりますように、在留資格を持ち、日本国内に住所をお持ちの方については、同じ適用になるということでございます。

○金田（誠）委員 まず、半分だけわかりました。

【7】国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関するQ&Aについて

（厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課 平成24年3月25日 事務連絡）

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行に伴う国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者となる外国人住民の取扱いについては、「国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成24年1月20日付け厚生労働省保険局長通知）にてお示したところですが、事務の実施に当たり、別添のとおりQ&Aにまとめましたので、内容について御了知いただき、貴管内市町村（特別区を含む）、後期高齢者医療広域連合等への周知

等、特段の御配慮をお願いいたします。

（別添）

【改正関係全般】

問1 今回省令改正を行うこととなった趣旨如何。

（答）日本に入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、外国人住民への基礎的行政サービスを提供する基盤を確立し、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、平成24年7月9日から、入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）上の在留資格をもって適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）の適用対象とされ外国人住民となります。

これを踏まえて、国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、市区町村に住所を有する住民を被保険者としていることから、内外人平等の原則により、外国人住民を被保険者とするよう改正するものです。

問2 今回告示改正を行うこととなった趣旨如何。

（答）興行、技能実習、家族滞在又は特定活動の在留資格をもって滞在する者について、在留期間は3月以下であっても、契約書等の客観的な資料等により、3月を超えて日本に滞在すると見込まれる場合については、一律に在留期間のみをもって国民健康保険又は後期高齢者医療制度（以下「国保又は後期」という。）の被保険者としていないこととするのは適当ではなく、これまでと同様、個々のケースごとに実態に即して保険者の判断により、国保又は後期の被保険者としてできるよう改正するものです。

（以下略）

生活保護関係

【1】生活に困窮する外国

人に対する生活保護の措置について（抄）

（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、貴職におかれても遺漏なきを期しておられることと存するが、今般その取扱要領並びに手続を左記のとおり整理したので、了知のうえ、その実施に万全を期せられたい。

1 生活保護法（以下単に「法」という。）第1条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により必要と認める保護を行うこと。但し、保護の申請者又はその世帯員が急迫した状況にあるために、左の各号に規定する手続を履行する暇がない場合には、とりあえず法第19条第2項或は法第19条第6項の規定に準じて保護を実施し、しかる後左の手続を行つて差し支えないこと。

（1）生活に困窮する外国人で保護を受けようとするものは、外国人登録法により登録した当該生活困窮者の居住地を管轄する保護の実施機関に対し、申請者及び保護を必要とする者の国籍を明記した保護の申請書を提出するとともに有効なる外国人登録証明書を呈示すること。

（2）保護の実施機関は前号の申請書の提出及び登録証明書の呈示があつたときには申請書記載内容と登録証明書記載内容とを照合して、申請書記載事項の確認を行うこと。

（3）前号の確認が得られた外国人が要保護状態であると認めた場合には、保護の実施機関はすみやかに、その申請書の写並びに申請者及び保護を必要とする者の外国人登録番号を明記した書面を添えて都道府県知事に報告すること。

（4）保護の実施機関より報告をうけた都道府県知事は当該要保護

者が、その属する国の代表部若しくは領事館（支部又は支所のある場合にはその支部又は支所）又はそれらの幹旋による団体等から必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知すること。

2 生活に困窮する外国人が朝鮮人及び台湾人である場合には前記一(3)及び(4)の手続は、当分の間これを必要としないこと。

3 本通知の運用指針は次の通りであるので、これが取扱について遺憾のないよう配慮されたいこと。

問1 通知1(1)に生活に困窮する外国人が保護を受けようとするときは、有効なる外国人登録証明書を呈示しなければならないとあるが、外国人がこの呈示をしない場合若しくは実施機関の行う保護の措置に関する事務に外国人が協力しない場合には如何にすべきか。

(答) 外国人の保護は法を準用して行うのであるから、実施機関としては保護を申請した外国人並びに保護を必要とする外国人について、当然一般国民に対する場合と同じく保護決定に必要な種々の調査をしなければならない。而るに外国人については一般国民の場合と異り、その生活実態、家族構成、稼働状況、収入状況等についての適確な把握が困難であるので申請者若しくは保護を必要とする者の協力を特に必要とする。従つて、申請にもとづく種々の調査の際申請者若しくは保護を必要とする者が実施機関の必要とする協力を行わないため、或は当該外国人の身分関係、居住関係を明確にする有効なる外国人登録証明書を呈示しないために、実施機関が当該外国人についての生活実態の客観的事実が把握できないような場合には、実施機関としては、適正な保護事務の執行ができないので、申請者若しくは保護を必要とする者が急迫な状

況にあつて放置することができない場合でない限り、申請却下の措置をとるべきである。一方かかる場合には実施機関は必要とあれば治安当局に連絡し、在留外国人の公正な管理事務に協力すべきである。

(問2・問3 略)

問4 生活に困窮する外国人の子弟については、特別の教育というものが考えられるが、これらについては如何に対処すべきか。

(答) 通知によつても明確なとおり、外国人に対する保護の措置は、法に準じて実施することになつていのであるから、生活に困窮する外国人の子弟のみが教育基本法に規定する日本国民の義務教育に準ずる教育以外の特別の教育を受けることを認めることはできない。従つて学校教育法第1条に規定する小学校、中学校以外の各種の学校において受ける教育については教育扶助の適用を認めることはできない。又特定の学校において通学費を必要としながら受ける外国人のための教育については、その通学費及び特定の教育のために必要な教育費を教育扶助の内容として認めることはできない。

問5 略

問6 法の準用による保護は、国民に対する法の適用による保護と如何なる相違があるか。

(答) 外国人に対する保護は、これを法律上の権利として保障したものではなく、単に一方的な行政措置によつて行つていものである。従つて生活に困窮する外国人は、法を準用した措置により利益を受けるのであるが、権利としてこれらの保護の措置を請求することはできない。日本国民の場合には、法による保護を法律上の権利として保障しているのであるから、保護を受ける権利が侵害された場合にはこれを排除する途（不服申立の制度）が開かれているのである

が、外国人の場合には不服の申立をすることはできないわけである。

なお、保護の内容等については、別段取扱上の差等をつけるべきではない。

問7 無登録の外国人が仮放免された場合には、外国人登録証明書を所持していなくても、保護して差し支えないか。

(答) 無登録の外国人が出入国管理及び難民認定法第52条第6項の規定により放免され、又は同法第54条第2項の規定により仮放免される場合には、それぞれ所定の許可書が交付され、その交付にあたりただちに居住地の市区町村長に対し外国人登録の申請をすべきむねの注意が与えられるから、登録の申請をしていない者が保護の申請をした場合には、まず登録の手続を行なつたうえ有効な登録証明書の交付を受けてこれを呈示するよう指導すること。ただし、登録の申請をしたが未だ登録証明書の交付を受けていない者については、外国人登録証明書交付予定期間指定書の呈示を求め、所定の手続により保護を実施して差しつかえないこと。この場合、放免又は仮放免中の居住地は指定されているものであるから、この点について前記許可書の呈示を求めて確認すること。

なお、刑の執行を停止された者、仮出獄を許された者等が無登録である場合の取扱いも右と同様であること。

(以下略)

入院助産関係

【1】児童福祉法

第22条〔助産施設への入所〕

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができないと認めるときは、その妊産

婦を助産施設に入所させて助産を受けさせる措置を採らなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

【2】国立病院において助産施設におけると同様の取り扱いをすることについて

(昭和48年3月2日児企第15号厚生省児童改訂局企画課長・母子衛生課長通知)

児童福祉法第22条においては、助産施設への入所の措置を定めるとともに、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでないとしているところであるが、今般、付近に助産施設がない等診にやむを得ない場合であって下記の要件を満たすときに限り、妊産婦を国立病院に入院させ、助産施設におけると同様の取扱いをすることとしたので、遺憾のないよう運用されたい。

なお、本措置については、医務局とも協議済みであるので、念のため申し添える。

- 1 対象となる病院は、産科部門を有する国立病院とし、原則として当該産科部門に空床がある場合に限って行うものとする。
- 2 都道府県知事、市長及び福祉事務所長を管理する町村長が本措置を行うにあたっては、対象者の入院について、あらかじめ国立病院長の同意を得るものとする。

【3】入院助産制度に関する政府見解

(平成12年5月26日内閣参質147第26号「大脇雅子君提出外国人の医療と福祉に関する質問に対する答弁書」)

- 1、入院助産について
児童福祉法第22条における入院助産制度は、出産費用が捻出できないなどの経済的な理由の

ある妊産婦について、助産施設に入所させる措置をとるものであるが、緊急に適用する必要がある場合、指定助産施設での出産であれば、外国人についても、在留資格及び外国人登録の有無に関わらず、人道に適用すべきではないか。(平成12年4月28日質問第26号「外国人の医療と福祉に関する質問主意書」以下「質問主意書」とする) 1)について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第22条に定める妊産婦の助産施設への入所措置について、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、緊急に入院助産を受けさせる必要があると認められる場合には、当該妊産婦の出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)に定める在留資格及び外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に定める登録(以下「外国人登録」という。)の有無にかかわらず、当該措置を採り得るものと考えている。

自立支援医療関係(育成医療・更生医療)

【1】障害者自立支援法

(定義)

第4条

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいう。

第5条 18

この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であつて政令で定めるものをいう。

(自立支援医療費の支給認定)

第52条

自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。

■育成医療について

【2】児童福祉法

第20条〔育成医療〕

都道府県は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療(以下「育成医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて育成医療に要する費用を支給することができる。

(2) 前項の規定による費用の支給は、育成医療の給付が困難であると認められる場合に限り、これを行なうことができる。

(3) 育成医療の給付は、次のとおりとする。

1 診察／2 薬剤又は治療材料の支給／3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術／4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護／5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護／6 移送

(4) 育成医療の給付は、厚生大臣又は都道府県知事が身体障害者福祉法第19条の2第1項の規定により指定する医療機関(以下「指定育成医療機関」という。)に委託してこれを行うものとする。

【3】身体に障害のある児童に対する育成医療の給

付について

(昭和62年7月3日児発第593号厚生省児童家庭局長通知)

身体に障害のある児童に対する育成医療の給付の事務については、本年4月1日より地方公共団体の団体事務とされたことに伴い、別紙のとおり育成医療給付実施要領を定めたので、御了知のうえ、円滑な執行を図られたい。なお、昭和49年8月7日児発第508号本職通知「身体に障害のある児童に対する育成医療の給付について」は、本通知の施行に伴い廃止する。(別紙)

育成医療給付実施要領

児童福祉法(以下「法」という。)第20条に基づく育成医療の給付(以下「給付」という。)の事務手続等については、法令の定めるところによるものであるが、なお本要領により給付の適正な実施を図られたい。第一 給付の対象 給付の対象となる児童は、身体障害者福祉法第四条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患が、これを放置するときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確実なる治療効果が期待しうるものとする。

1 給付の対象となる疾患を障害区分により示せば、次のとおりであること。

- (1) 肢体不自由によるもの (2) 視覚障害によるもの (3) 聴覚、平衡機能障害によるもの (4) 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの (5) 内臓障害によるもの(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。)
- (6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

2 内臓障害によるものについては、手術により将来生活能力を得る見込みのあるものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのもは除くこと。

なお、腎臓障害に対する慢性透析療法及び小腸機能障害に対す

る中心静脈栄養法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。

(中略)

第6 医療保険各法との関連事項
医療保険各法と本給付との関係は、その本人が医療保険各法の被扶養者等である場合は、医療保険各法による医療の給付が優先すること。

したがって、育成医療の給付は、いわゆる自己負担分を対象とするものであること。

(以下略)

【4】身体障害児援護費及び結核児童療育費の国庫負担について(抄)

(昭和62年7月29日発第119号厚生事務次官通知)

標記の国庫負担金の交付については、別紙「身体障害児援護費及び結核児童療育費国庫負担金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされたので通知する。

(中略)

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、都道府県、指定都市又は中核市が支払うべき旨を命ずる額及び徴収する額は、都道府県、指定都市又は中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び結核予防法負担額を差し引いた額をこえないものであること。

(以下略)

【5】育成医療制度に関する政府見解

(平成12年5月26日内閣参賛147第26号「大脇雅子君提出外国人の医療と福祉に関する質問に対する答弁書」)

3. 育成医療について

児童福祉法第20条における育成医療が適用されるのは、該当する疾病や障害を生じたため、指定医療機関において主治医が主として入院を要する治療が必要と判断した場合であるが、在留資格がな

く、健康保険又は国民健康保険などの資格を得ることができない場合、いかなる要件を具備すれば適用されるのか。

また適用されるとすれば、患者の自己負担分はどのようにして算出されるのか。(質問主意書)

3 について

児童福祉法第20条に定める障害児に対する育成医療の給付については、障害児の生活能力の向上等を目的とするものであること、指定育成医療機関において一定期間継続して治療を受けることを前提としていること等から、基本的には入管法に定める在留資格のない不法滞在外国人への適用は想定していないが、緊急に手術等を行わなければ将来重度の障害を残すような場合には、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第22条の22第1項の中核市(以下「都道府県指定都市等」という。)は、当該給付を行い得るものと考えている。この場合における当該児童の扶養義務者からの費用徴収については、「身体障害児援護費及び結核児童療育費の国庫負担について」(昭和62年7月29日厚生省発第119号厚生事務次官通知)に掲げる徴収基準額表に基づき、当該児童の属する世帯の所得税額等に応じて算出した額を徴収することを国庫補助の基準としており、これを踏まえて各都道府県指定都市等が具体的な徴収基準を定めているところである。(答弁書)

■更生医療について

【6】身体障害者福祉法

第19条(更生医療)

市町村は、身体障害者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の申請により、その更生のために必要な医療(以下「更生医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて更生医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、更生医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 更生医療の給付は、左のとおりとする。

1 診察／2 薬剤又は治療材料の支給／3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術／4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護／5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護／6 移送

4 更生医療の給付は、厚生大臣又は都道府県知事が次条の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

【7】身体障害者福祉法又は戦傷病者戦没者遺族等補償法の規定による更生医療の給付若しくは補装具の交付（修理）と結核予防法等他法との関係について

（昭和30年11月2日社発第838号厚生省社会局長通知）

標記について、左記上欄のような照会があつたが、下欄のとおり解釈すべきものであるから通知する。

（中略）

第2 社会保険各法との関係について

問 医療保険制度との関係について健康保険法を例にとると同法の規定による療養の給付は、身体の一時的異常に対し、医師として診療の必要があると認められる場合に行われるものと解され、福祉法の規定による更生医療の給付とは、原則的に競合しないとされているが、福祉法における症状の永続するものには、健康保険法にいう一時的な疾患もあり前記の原則とは一致しない場合もある。この場合、身体障害者が被保険者であれば、健康保険との関係において何れが優先するか。

答 福祉法の規定による更生医療

の給付対象とされている身体障害者は臨床症状が消滅し、その機能障害が永続的なものなので、原則として健康保険法等の規定による療養の給付の対象とはならないが、例外的に両給付が競合する場合には、社会保険各法により給付を受けた残りの部分、即ちその医療費のうち本人が直接負担する部分について更生医療の給付の対象とするよう取り扱われたい。なお、この場合福祉法第19条の2第1項の規定により指定され、且つ健康保険法第43条の2第1項又は第43条の3第1項の規定により指定された病院又は診療所等において受療するよう予め指導するとともに、医療機関に対しては、更生医療診療報酬請求明細書の「請求」欄に「社会保険負担額」欄を設け、これを差引いた額を「差引請求金額」欄に記載するよう指導された。

（以下略）

【8】更生医療制度に関する政府見解

（平成12年5月26日内閣参質147第26号「大脇雅子君提出外国人の医療と福祉に関する質問に対する答弁書」）

4、更生医療について

身体障害者福祉法第19条における更生医療は、身体障害者の更生のために必要な医療を給付するものであるが、在留資格がなく、健康保険又は国民健康保険などの資格を得られていない外国人に対し、更生医療の適用が必要とされる場合、いかなる要件を具備すれば適用されるのか。

また適用されるとすれば、患者の自己負担分はどのようにして算出されるのか。（質問主意書）

4について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条に定める身体障害者に対する更生医療の給付については、国籍要件はないが、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて

保護するという同法の目的を踏まえれば、入管法に定める在留資格のない不法滞在外国人は身体障害者福祉法の適用を受ける身体障害者としては想定されておらず、不法滞在外国人に対する当該給付も想定されていないものと考えている。（答弁書）

母子健康手帳関係

【1】母子保健法

第15条（妊娠の届出）

妊娠した者は、厚生省令の定める事項につき、速やかに、保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

第16条（母子健康手帳）

市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産婦又は保健婦について、健康診査又は保健指導を受けたときは、そのつど、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 母子健康手帳の様式は、厚生省令で定める。

【2】外国人の妊娠届出に関する件

（昭和25年7月6日児発第61号厚生省児童局長通知）

児童福祉法第20条の規定による妊娠の届出の励行については、種々御配慮を煩わしているが、外国人である者が妊娠した場合もこの規定により届出義務があるので、左記事項了知の上各保健所及び市区町村並びに関係方面に対し速やかに周知徹底されるよう万遺憾なきを期せられたい。

なお、この届出が完全に励行されるよう関係方面からも強い要望があつたので念の為申し添える。

記

1 妊娠の届出を必要とする外国人の適用範囲について

外国人登録令(昭和22年5月2日勅令第207号)の規定により登録をした者。

2 外国人の妊娠届出報告の方法について

イ 児童福祉法第20条の規定によること。

ロ 妊娠届出用紙は、昭和25年5月厚生省令第24号の別表第1号様式(昭和25年6月厚生省令第34号一部改正)によること。

ハ 市区町村、保健所等には、別紙様式の通り翻訳文を一部ずつ(英・仏・独・西語)備え付け置きこれを参照して記入させること。

ニ 本籍欄には国籍を記入するよう指導すること。

3 周知徹底について
本省においても各種報道機関を通じ、これが周知徹底に努めるが、地方においても次の方法等を利用して周知に努められたい。

イ 新聞、ラジオ(特に外国人の利用しているもの)。

ロ 居留民団、その他外国人団体との連絡。

ハ 医師会、助産婦、看護婦、保健婦、協会及び外国人の経営する病院、診療所、外国人である医師、助産婦等と十分連絡を図り協力を得る。

ニ その他出来ればポスター、リーフレット等を使用すること。

4 妊娠届出の励行について

この届出は妊産婦、乳幼児の保健指導を行う基礎資料となるのであるから、全妊婦に対し出来るだけ速やかに、且つ、正確なる妊娠の届出がなされるよう指導されたい。

[3] 母子健康手帳制度に関する政府見解

(平成12年5月26日内閣参質147第26号「大脇雅子君提出外国人の医療と福祉に関する質問に対する答弁書」)

5. 母子手帳について

母子保健法第15条に定める妊娠の届出は、在留資格に関わらず行うべきものであるが、外国人登録がない場合、現に居住する区内の市町村に届出を行うべきか。

また、外国人登録をしていない者から、妊娠の届出を受けた市町村は、第16条の規定に基づき、母子健康手帳を交付すべきではないか。(質問主意書)

5 について

母子保健法第15条に定める妊娠の届出は、同法第16条第1項に基づき母子健康手帳を交付し、妊娠期間中及び出生後に健康診査、保健指導等の行政サービスを適切に提供できるようにすることを主な目的としており、通常、短期的な滞在者であると考えられる外国人登録を受けていない外国人は、当該届出を行う必要はないものと考えている。しかしながら、外国人登録を受けていない外国人が妊娠の届出を行う場合の届出先は、居住地の市町村とすることが適当であり、当該市町村が母子健康手帳を交付することとなる。(答弁書)

養育医療制度関係

[1] 母子保健法

第20条(養育医療)

都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

3 養育医療の給付の範囲は、次の

とおりとする。

1 診察/2 薬剤又は治療材料の支給/3 医学的処置、手術及びその他の治療/4 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護/5 移送

4 養育医療の給付は、厚生大臣又は都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」という。)に委託して行なうものとする。

5 厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局についてその開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

(以下省略)

[2] 未熟児養育事業の実施について

(昭和62年7月31日児発第668号厚生省児童家庭局長通知)

未熟児養育事業の実施については、昭和四十九年10月2日児発第637号厚生省児童家庭局長通知「未熟児養育事業の実施について」により実施してきたところであるが、本年4月1日より地方公共団体の団体事務とされたこと等に伴い、前記通知を廃止し、本通知により実施することとしたので、左記事項を留意のうえ、適正かつ円滑な実施を期されたい。

第1 未熟児養育についての方針

未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、医療を必要とする未熟児に対しては養育に必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じて保健所職員等により未熟児の保護者に対する訪問指導を行うこととする。

第2 未熟児養育対策**1 低体重児届出の徹底**

未熟児の養育対策の万全を期するため、母子保健法(以下「法」という。)第18条の規定による低体重児の早期届出の徹底を図る必要がある。

このため、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母親学級等の機会をとらえてすみやかに届出が行われるよう指導するほか、医師会、助産婦会等の積極的な指導協力を得るため、医師会、助産婦会との連絡協調を密にし、未熟児の早期把握に万全を期すこと。

2 未熟児養育医療**(1) 対象**

養育医療の対象は、法第6条第6項に規定する未熟児であつて、医師が入院養育を必要と認められたものとする。

なお、法第6条第6項にいう諸機能を得るに至っていないものとは、例えば、次のいずれかの症状等を有している場合をいう。

- ア 出生時体重2000グラム以下のもの
- イ 生活力が特に薄弱であつて次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - (ア) 一般状態
 - a 運動不安、痙攣があるもの
 - b 運動が異常に少ないもの
 - (イ) 体温が摂氏34度以下のもの
 - (ウ) 呼吸器、循環器系
 - a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - b 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
 - c 出血傾向の強いもの
 - (エ) 消化器系
 - a 生後24時間以上排便のないもの
 - b 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
 - c 血性吐物、血性便のあるもの
 - (オ) 黄疸
 - 生後数時間以内に現れるか、異常

に強い黄疸のあるもの
(中略)

(8) 医療保険各法との関連事項
母子保健法施行規則第14条第2項の医療保険各法と本給付との関係は、その本人が医療保険各法の被扶養者等である場合は、医療保険各法による医療の給付が優先すること。

したがって、養育医療の給付は、いわゆる自己負担分を対象とする。

(以下略)

[3] 母子保健衛生費の国庫負担及び国庫補助について(抄)

(平成9年9月18日発児第93号厚生事務次官通知)

標記の国庫負担金及び国庫補助金の交付については、別紙「母子保健衛生費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」により行うこととされたので通知する。

(中略)

6 この表(引用者注:徴収基準額表)の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び結核予防法負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。

(以下略)

[4] 養育医療制度に関する政府見解

(平成12年5月26日内閣参質147第26号「大脇雅子君提出外国人の医療と福祉に関する質問に対する答弁書」)

2、養育医療について

母子保健法第20条における養育医療は、「未熟児養育事業の実施について(厚生省社会局通知)」出規定する未熟児を出産したため、指定医療機関において入院治療が必要とされる場合であるが、在留資格がなく、健康保険又は国民健康

保険などの資格を得ることができない場合、いかなる要件を具備すれば適用されるのか。

また適用されるとすれば、患者の自己負担分はどのようにして算出されるのか。(質問主意書)

2について

母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条に定める未熟児に対する養育医療の給付について、都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県」という。)は、出生時の体重が2000グラム以下である等の状態にあり、医師が入院養育を必要と認めた場合には、当該未熟児の入管法に定める在留資格の有無にかかわらず、当該給付を行い得るものと考えている。

この場合における当該児童の扶養義務者からの費用徴集については、「母子保健衛生費の国庫負担及び国庫補助について」(平成9年9月18日厚生省発児第93号厚生事務次官通知)に掲げる徴収基準額表に基づき、当該児童の属する世帯の所得税額等に応じて算出した額を徴収することを国庫補助の基準としており、これを踏まえて各都道府県等が具体的な徴収基準を定めているところである。(答弁書)

予防接種関係**[1] 予防接種法****第3条**

市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法(昭和22年法律第101号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(第9条において「保健所を設置する市」という。)にあつては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

第11条

市町村長は、当該市町村の区域

内に居住する間に定期的予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第13条に定めるところにより、給付を行う。

【2】外国人登録者の種痘実施について(抄)

(昭和27年1月24日衛発第58号の2厚生省公衆衛生局防疫課長通知)

(前略)

外国人登録令により登録している者は原則として日本の行政権に服するものであるから種痘のみならずすべての予防接種について日本人と同様に予防接種法によって行うべきである。

【3】予防接種の実施について(抄)

(平成6年8月25日健医発第962号厚生省保健医療局長通知)

8 接種対象者の確認

- (1) 接種前に、予防接種の通知書等接種該当者であることを証する書類の提示を求めるなど適当な方法により当該予防接種を受けなければならないことを確認すること。
- (2) 転居、居住地不明のものについては、予防接種を受けるべき者であることを母子健康手帳の提示などにより確認の上、接種を行うこと。

【4】予防接種制度に関する政府見解

(平成12年5月26日内閣参質147第26号「大脇雅子君提出外国人の医療と福祉に関する質問に対する答弁書」)

6. 予防接種について

予防接種法第3条に規定された定期予防接種を市町村が行う場合であって、当該市町村内に確実に居

住していると認められる者は、外国人登録の有無に関わらず、第2条2項に規定された予防接種を受けることは可能か。

また、市町村は、第2条2項に規定された予防接種を行なった結果、それに起因する疾病・障害・死亡などの事由が生じた場合には、外国人登録の有無に関わらず、第11条における給付を行なうべきではないか。(質問主意書)

6 について

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項に定める定期の予防接種については、市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものを対象としており、外国人に係る居住の有無は、当該予防接種の実施者である市町村長が外国人登録等により判断しているところである。

また、同法第3条第1項に定める定期の予防接種を受けた者に係る疾病等が、当該予防接種を受けたことによるものであると認定された場合には、同法第11条第1項に基づき、健康被害の救済に関する給付が行われることとなる。(答弁書)

感染症予防関係

【1】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成10年10月2日法律第114号)
最終改正：平成18年12月8日法律第106号

(入院患者の医療)

第37条 都道府県は、都道府県知事が第19条若しくは第20条(これらの規定を第26条において準用する場合を含む。)又は第46条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者(新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。)又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける次に掲げる医療に要する費用を

負担する。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療
- 4 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 都道府県は、前項に規定する患者若しくはその配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者が前項の費用の全部又は一部を負担することができることを認められるときは、同項の規定にかかわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

3 第1項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。

(結核患者の医療)

第37条の2 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の百分の95に相当する額を負担することができる。

- 2 前項の申請は、当該結核患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、当該保健所について置かれた第24条第一項に規定する協議会の意見を聴かななければならない。
- 4 第一項の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

(結核患者に係る入院に関する特例)

第26条の2 結核患者に対する前条において読み替えて準用する第19条及び第20条の規定の適用については、第19条第7項中「当該患者が入院している病院又は診